

平成 22 年 6 月 3 日

各 位

会 社 名 UTホールディングス株式会社  
代 表 者 代表取締役社長 若山 陽一  
コ ー ド 番 号 2 1 4 6  
問 合 せ 先 取締役管理部門長 島田 恭介  
電 話 番 号 03(5447)1710

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 6 月 2 日開催の取締役会において、平成 22 年 6 月 25 日開催予定の定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

#### 1. 定款変更の目的

当社は、利益配当の基本方針といたしまして、長期にわたる安定基盤の確立を努めるとともに、継続的かつ安定的な配当を維持し、利益配当配分の強化をしていくことといたしておりますが、今後、配当機会を増し、より機動的な配当政策を実施していく為に、現行定款第 36 条に定める剰余金の配当に係る基準日の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更部分を示しております)

現行定款	変更案
(剰余金の配当の基準日) 第 36 条 <u>当社の期末配当金の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</u>  2. <u>当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。</u> 3. <u>前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u>	(剰余金の配当の基準日) 第 36 条 <u>当社の各四半期配当の基準日は以下のとおりとする。</u> <u>第 1 四半期配当 6 月 30 日</u> <u>第 2 四半期配当 9 月 30 日</u> <u>第 3 四半期配当 12 月 31 日</u> <u>第 4 四半期配当 3 月 31 日</u>  (削除) 2. <u>前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u>

#### 3. 日程

取締役会決議 平成 22 年 6 月 2 日 (水曜日)  
株主総会開催日 平成 22 年 6 月 25 日 (金曜日) (予定)  
効力発生日 平成 22 年 6 月 25 日 (金曜日) (予定)

以 上